

## 外国人技能実習生に係る基礎級、随時3級、随時2級の受検に関するお願い

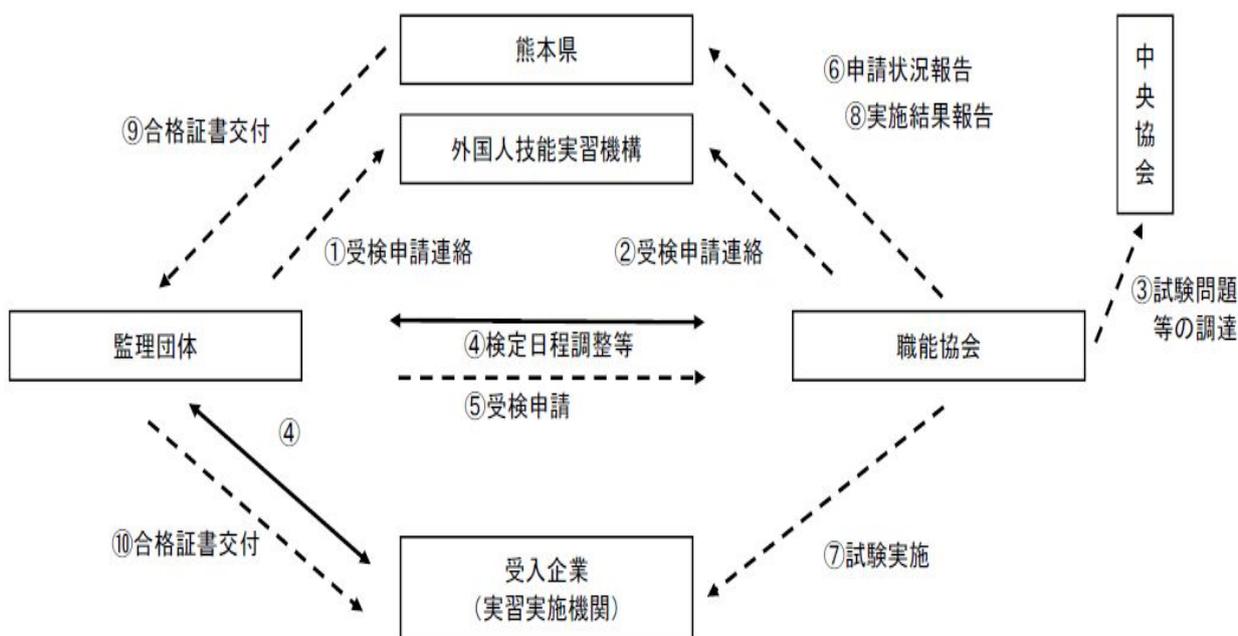
平成30年8月

### 《外国人技能実習生に係る技能検定試験について》

海外への技能移転を目的とした技能実習は、計5年以内の実施とされており、その技能の習得状況を評価する技能検定は、基礎級、随時3級及び随時2級の3つがあります。検定の実施時期は、次のとおりです。

- ・技能実習1号期間（1年）…入国して9ヶ月経過後「基礎級」
- ・技能実習2号期間（2年）…原則2号期間の18ヶ月経過後。ただし、12ヶ月以降に調整して受検可能。「随時3級」
- ・技能実習3号期間（2年）…3号期間の12ヶ月経過後「随時2級」

### 《主な試験実施関係図》



#### 1 試験の実施日時、会場の決定

熊本県職業能力開発協会では、外国人技能実習機構から「受検申請連絡票」の送付があった後、試験実施が可能かどうかの確認を経て、当協会から監理団体に連絡し、技能検定委員とともに試験日時等を調整します。

なお、試験会場は、原則として技能実習生の受入企業とし、実技試験は、その機械設備等を使用して行うこととしています。

これらと並行して、監理団体へ受検申請書を発送し、申請受理後に受検票、実施要領、実技問題を発送します。

## 2 受検申請書の提出と受検手数料の支払い

### (1) 受検申請書

試験実施予定日の概ね2～3ヶ月前までに、申請書類に記載してある注意事項等により必要事項を記載のうえ当協会へ提出してください（郵送または持参）。

※技能検定委員のスケジュール及び当協会の試験実施スケジュール等により必ずしも希望日に実施できないことがありますので、あらかじめご了承ください。

ア 申請書の用紙は、熊本県職業能力開発協会に交付する。

なお、申請書用紙の郵送を求める場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書きし、宛先を記入した140円切手を貼った返信用封筒（定形外角形2号）を同封すること。

イ 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書きすること。

ウ ①イの場合においては、パスポートの写し及び随時3級の場合は基礎級（基礎2級）の合格証書の写しを同封すること。

②イの場合においては、試験の免除を受けようとするときは、その資格を証する書面を同封すること。

### (2) 受検手数料

①受検手数料と振込先は以下のとおりですので、検定実施1週間前までに支払ってください。

・学科試験 3,100円

・実技試験 17,900円

※お支払いいただいた受検手数料は、受検者側の都合で受検しなかった場合（病欠、本人死亡含む）でも返金できませんので、ご了承ください。

#### ②振込先

肥後銀行 県庁支店 普通 1048891 熊本県職業能力開発協会

## 3 試験実施に必要な前日までの準備

実技試験については、事前に提供する試験課題を十分確認し、職種に応じた適切な設備・資材をご準備ください。

学科試験についても、適切な会場（会議室等）をご準備ください。

### (1) 学科試験のための会場

①会議室あるいは個室

②受検者の机、椅子

③ホワイトボードまたは黒板

### (2) 実技試験のための設備、資材、会場等

試験実施前日までに、実技試験実施要領、試験問題に基づき、確実に準備をお願いします。機械設備や材料等については、別のものによる代用や不備があると、試験ができません。

## 4 試験当日

(1) 受検者が持参するもの

- ①受検票
- ②筆記用具（鉛筆等、消しゴム）
- ③実技試験問題

(2) 注意事項

- ①試験はすべて日本語で行います。試験開始後は、技能検定委員及び当協会職員以外は、試験場に立ち入ることはできません。
- ②受検者も日本語以外での会話、発言は禁止されています。

5 合格発表

実技、学科の両方を合格した場合には、概ね3～4週間後に県から監理団体に対し合格証書が送付されます。

随時3級、随時2級は、実技、学科のいずれかが合格した場合には、当協会から「一部合格通知」を送付します。

また、合否は採点後に合格基準を満たしているかどうかを確認した上で、最終的には県で決定されるので、試験当日などに合否を伝えることはありません。

6 再試験

学科、実技の一方または両方が不合格の場合には、1回に限り再試験を受けることができます。

最初の試験後の採点で、合格点数に満たなかった場合には、再試験の調整のために、監理団体に対し当協会からご連絡します。

再試験までの流れや必要な書類、受検手数料等は、初回の試験と同様です。

再試験で不合格になった場合には、技能実習1号から2号へ、あるいは2号から3号への移行ができません。

毎年、再試験でも不合格になって、帰国していく技能実習生がおられます（平成29年度熊本県内では18名）。十分な試験対策を行って、試験に臨まれるよう強くお願いします。

なお、当協会では、公開されている過去の学科試験問題のコピーサービス（1ページ20円。当協会の会員関係は無料）を行っています。これらを十分に活用していただくことをおすすめします。

7 その他

○集合方式で行う場合の設備、会場費の支払い

平成30年6月から集合方式で技能検定を実施する場合（他社の受検者受け入れと試験会場等の提供を当協会からお願いする場合）、下記の条件により設備、会場を提供いただいた企業に、設備、会場費をお支払いすることにしています。

<支払い条件>

- ・ 設備、会場費は、当協会から集合方式として依頼した場合のみ支払う。
- ・ 設備、会場費は、実技試験の材料費は含まない。
- ・ 会場となる受入れ企業、同一代表者、同一所在地等の関連企業及び団体所属（以下「受入企業等」という。）の受検者は対象とならない。
- ・ 支払い対象は、集合方式として設備、会場を開放した企業が他企業分を受け入れた人数とする。
- ・ 設備、会場費は、1名当たり3,000円とする。ただし、学科試験のみ場合は1,000円とする。
- ・ 支払い申請がない受入れ企業等に対しては支払わない。
- ・ 設備、会場費を当協会が支払う場合、受入企業等は、他の企業や団体に対して設備、会場費の請求をしてはならない。請求した場合は、全額返金するものとする。